

## NURO セキュリティ ワイヤレス LAN typeM 重要事項説明

本サービスについてご説明いたしますので、十分ご理解いただいた上でお申し込みください。

サービス名称：NURO セキュリティ ワイヤレス LAN typeM

サービス提供者：ソニービズネットワークス株式会社（以下「弊社」といいます）

サービス内容：無線 LAN 装置のハードウェア提供とそれに伴うクラウドコントローラ権限の提供、無線 LAN 装置とクラウドコントローラの設定および保守・運用サービスの提供。

<別途定めが無い限り提供しない物品およびサービス等>

- ・ ルータ（提供する無線 LAN 装置の MR-16 には、IP マスカレード以外のルータ機能はございません。IP マスカレード以外のルータ機能が必要な場合はお客様にて別途ルータ等の設置が必要です。）
- ・ お客様宅内での無線 LAN 装置の設置工事、配線線材、配線工事、電源設備工事等。（弊社は当該無線 LAN 装置の設置工事等を行いません。お客様ご自身またはお客様手配による実施が必要となります。）
- ・ 弊社は、お客様による前 2 項の用意の完了/未完了に拘らず、下記「サービス開始日および課金開始について」の定めに従い課金を開始いたします。

### 問い合わせ連絡先

<契約に関するお問い合わせ>

NURO Biz インフォメーションデスク

電話：0120-963-350

（受付時間：平日 9:30-18:00（土・日・祝日および弊社指定のメンテナンス日を除く））

<上記以外のお問い合わせ>

APC CiscoMeraki ヘルプデスク

電話：03-5209-5209（受付時間：平日 10:00-18:00（土・日・祝日を除く））

### 個人情報の利用目的について

1. 弊社は、NURO Biz 利用規約第 16 条に基づき、本人確認、契約の締結・履行・解除、料金・サービス提供条件の変更、工事日および利用の停止・中止・契約解除の通知、料金の請求、資産・設備等の形成・保全、関連するアフターサービス、商品・サービスの改善・開発、商品サービスに関する電子メール・ダイレクトメール・電話・訪問などによるご案内、アンケートの実施、その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内において個人情報を利用させていただきます。


2. 弊社は、1. の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を業務委託先および他の電気通信事業者に開示・提供いたします。


## 利用規約について

下記規約をお読みいただき同意の上お申し込みください。これらの規約は、弊社ホームページ上などでご確認いただけます。なお、サービスの仕様は予告なく変更することがございます。予めご了承ください。

NURO Biz サービスサイト: <http://www.biz.nuro.jp/>

契約約款一覧: <https://biz.nuro.jp/yakkan/>

 NURO Biz 利用規約本則

 NURO セキュリティ利用規約

## サービス内容および物件の納入日について

### サービス内容について

サービスにつきましては、弊社サービスサイト内のお客様サポートサイトでご確認、または担当営業までお問い合わせください。

アカウント情報につきましては、弊社からメールにて、送付いたします。

## プラン概要

プラン		概要
NURO セキュリティ ワイヤレス LAN typeM MR16 (2年契約プラン)	センドバック保守	ラウド型無線 LAN 機器のレンタル・導入・運用・保守サービスをご利用いただけます。 契約期間 2年間の定期契約自動更新型プランです。
	オンサイト保守	
	オンサイト保守/24h365d	
NURO セキュリティ ワイヤレス LAN typeM MR16 (3年契約プラン)	センドバック保守	ラウド型無線 LAN 機器のレンタル・導入・運用・保守サービスをご利用いただけます。 契約期間 3年間の定期契約自動更新型プランです。
	オンサイト保守	
	オンサイト保守/24h365d	

## 物件の納入日について

無線 LAN 装置およびその附属品一式（以下「物件」といいます）の納入日等につきましては、APC CiscoMeraki ヘルプデスクまでお問い合わせいただきますようお願いいたします。

## 提供条件について

- ・お客様のご利用環境に起因した電波干渉による通信の遮断や不良のとき、または壁面や天井等の遮蔽物を通して通信をした際の電波の減衰による通信の遮断や不良のときは、無線 LAN 装置が正常に機能（動作）することを保証いたしかねます。
- ・お客様の過失に起因するとき、天変地異、その他不測の事態および通常の使用状態では起こりえない障害のとき、または弊社が定める時間帯（平日 10:00-18:00（土・日・祝日を除く））以外の保守サポート作業のときの修理、交換、サポート等の費用は、お客様にご負担いただきます。
- ・本サービスの料金として、「ワイヤレス LAN type M MR16 初期費用」および各種月額費用をご請求させていただきます。なお、料金等の詳細については、「別表 NURO セキュリティ ワイヤレス LAN type M 料金表」をご参照下さい。
- ・お客様が物件を紛失（盗難された場合も含みます）または破損等された場合は、代替となる物件の購入代金相当額もしくは物件の修理代金相当額をご請求させていただきます。
- ・無線 LAN 装置の設定変更に関する費用は、当月 1 回目の設定変更については無償とし、当月 2 回目以降の設定変更については当月請求分の各種費用と合わせて設定変更料（「ワイヤレス LAN type M MR16 当月 2 回目以降」）をご請求させていただきます。無線 LAN 装置についての設定変更の内容反映は、平日日中時間帯（10:00-18:00）での対応となります。
- ・物件の故障対応後に故障対応を行った物件の解析結果から、保証対象外の故障が判明した場合は、各種機器損害金をご請求させていただきます。尚、各種センドバック保守をご希望された場合で、弊社指定の期日までに物件をご返却いただけないときには、保証対象外の故障とみなし、各種機器損害金をご請求させていただきます。
- ・弊社が物件の発注を完了した後に、お客様から本サービスの申込取り消しの申し出があった場合は、キャンセル扱いではなく、解約扱いとさせていただきます。「ワイヤレス LAN type M MR16 初期費用」および「ワイヤレス LAN type M MR16 契約期間内中途解約違約金」が発生いたします。

## サービス開始日および課金開始について

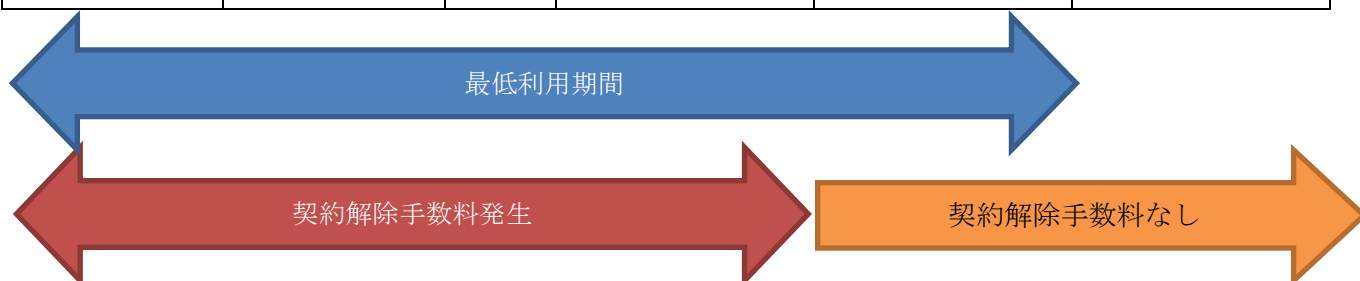
- ・本サービスのサービス開始日は、弊社による物件の発送完了後、別途弊社が定める日といたします。
- ・本サービスの初期費用は、サービス開始日（検収日）に発生します。
- ・各種月額費用は、サービス開始日（検収日）の属する月の翌月から課金開始となります。

## 契約期間について

- NURO セキュリティ ワイヤレス LAN typeM のサービスの契約期間は、「NURO セキュリティ利用規約」に基づく個別契約（以下「個別契約」といいます）に定める期間となります。
- 個別契約の初回の契約期間内（最低利用期間内）に、個別契約を中途解約される場合、その対価として契約解除手数料（契約期間の残余期間×月額料金）を請求いたします。

最低利用期間	サービス開始月から13ヶ月目の末日
契約解除手数料	最低利用期間の残余期間×月額料金

1ヶ月目	2ヶ月目	～	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目
サービス開始月 (N月)	課金開始月 (N+1月)		(N+11月)	(N+12月)	(N+13月)



### 契約内容の変更および解約について

- NURO セキュリティワイヤレス LAN type M のサービスの契約期間は、「NURO セキュリティ利用規約」に基づく個別契約（以下「個別契約」といいます）に定める期間となります。ただし、個別契約の初回の契約期間は2年間または3年間となります。

#### <解約時の条件等>

- 個別契約の終了日に個別契約の終了をご希望される場合は、弊社所定の解約申請書に必要事項をご記入いただき、当該個別契約の終了月の前月末日までに、当該解約申請書を弊社に提出いただくとともに、物件を弊社が指定する場所にて個別契約の終了日から7日以内にご返却いただくことにより、個別契約の終了日をもって、個別契約を解約いただけます。
- 個別契約の契約期間内までに個別契約の上記の解約手続きがなされない場合には、当該個別契約の契約期間は自動的に12ヶ月間延長（契約更新）され、その後も同様といたします。
- 自動延長後の各種月額費用については、別途弊社が提示するサービス料金表の定めに従っていただきます。
- 個別契約の契約期間内に、中途解約をご希望される場合は、弊社所定の解約申請書に必要事項をご記入いただき、中途解約をご希望される解約月の前月末日までに、当該解約申請書を弊社に提出いただくとともに、物件を弊社が指定する場所にご返却いただくことにより、解約月末日をもって、個別契

約を解約いただけます。

- ・個別契約の初回の契約期間内（2年間または3年間）に、個別契約を中途解約される場合、「ワイヤレス LAN type M MR16 契約期間内中途解約違約金（契約期間残月数×月額料金）」をご請求させていただきます。
- ・自動延長後の個別契約の契約期間内に個別契約を中途解約される場合も、上記と同様に「ワイヤレス LAN type M MR16 契約期間内中途解約違約金（契約期間残月数×月額料金）」をご請求させていただきます。

初回契約期間	36ヶ月または24ヶ月
契約更新単位	12ヶ月
解約違約金	契約期間残月数×月額料金

【初回契約期間36ヶ月の場合の契約更新イメージ】

	0ヶ月目	1ヶ月目	34ヶ月目	35ヶ月目	36ヶ月目	37ヶ月目	38ヶ月目	47ヶ月目	48ヶ月目	49ヶ月目
ご利用開始月					契約満了月 契約更新月				契約満了月 契約更新月	
解約時に支払う解約違約金	解約違約金 発生				違約金なし	解約違約金 発生			違約金なし	違約違約金 発生
解約日	0ヶ月目	1ヶ月目	34ヶ月目	35ヶ月目	36ヶ月目	37ヶ月目	38ヶ月目	47ヶ月目	48ヶ月目	49ヶ月目
契約解除料	36ヶ月分 (全額)	35ヶ月分	2ヶ月分	1ヶ月分	契約満了月 契約更新月	11ヶ月分	10ヶ月分	1ヶ月分	契約満了月 契約更新月	11ヶ月分

- ・個別契約の契約期間の最終日または中途解約日の1週間以内（以下「返却期日」といいます）までに、返却対象となる物件のご返却が確認できない場合（1日でも遅れた場合も含まれます）には、当該物件が返却されるまでの間、個別契約の終了または中途解約は成立いたしません。尚、この場合、当該物件が返却されるまでの間、各種月額費用（日割り計算は行いません）をご請求させていただくとともに、当該各種月額費用とは別に「ワイヤレス LAN type M MR16 物件返還遅延損害金」をご請求させていただきます場合がございます。
- ・返却期日以内に返却対象となる物件をご返却いただいた場合でも、当該物件に欠損があるときには、各種機器損害金をご請求させていただく場合がございます。
- ・弊社は、NUROセキュリティ利用規約第13条第1項および同条第2項に基づき、お客さまの本サービスの利用資格を停止又は失効させる場合がございます。

### 物件のご返却時の条件について

- ・物件のご返却に関わる運送の手配については原則としてお客様にてお手配いただき、物件のご返却にかかる運送費については原則としてお客様にご負担いただきますが、弊社が物件のご返却に関わる運送の手配を行う場合には、当該運送費をお客様にご請求させていただきます。
- ・物件の保守交換に伴うご返却に関わる運送の手配については、お客様にて着払いにてお手配いただき、当該着払いに関する費用については、高千穂交易株式会社が負担いたします。



## 別表 NURO セキュリティ ワイヤレス LAN type M 料金表 (税抜額)

### ○基本サービス

品目	初期費用	月額料金
ワイヤレス LAN typeM MR16 センドバック保守 (3年契約プラン)	20,000 円	6,500 円
ワイヤレス LAN typeM MR16 オンサイト保守 (3年契約プラン)	20,000 円	7,100 円
ワイヤレス LAN typeM MR16 オンサイト保守/24h365d (3年契約プラン)	20,000 円	8,500 円
ワイヤレス LAN typeM MR16 センドバック保守 (2年契約プラン)	20,000 円	7,900 円
ワイヤレス LAN typeM MR16 オンサイト保守 (2年契約プラン)	20,000 円	8,400 円
ワイヤレス LAN typeM MR16 オンサイト保守/24h365d (2年契約プラン)	20,000 円	9,400 円

- ・ 2017年6月21日をもって新規受付を終了いたしました。

### ○設定変更料

品目	料金
ワイヤレス LAN typeM MR16 当月 2 回目以降	10,000 円

※設定変更対象範囲については NURO セキュリティ利用規約 APC 個別規定 第 10 条 (M サービス物件の修理等) 参照

### ○その他費用

品目	料金
ワイヤレス LAN typeM MR16 機器損害金 (MR16)	53,460 円
ワイヤレス LAN typeM MR16 機器損害金 (PoE インジェクタ)	6,380 円
ワイヤレス LAN typeM MR16 契約期間内中途解約違約金	契約期間残月数 × 月額料金
ワイヤレス LAN typeM MR16 物件返還遅延損害金	契約期間残月数 × 月額料金
オンサイト設置費用	個別見積

### ○注意事項

- ・ 上記価格は、税抜額です。
- ・ 項目毎に消費税相当額を加算し、各項目を合計します。尚、請求時には、小数点以下を四捨五入いたします。

以上